

A重油供給単価契約書（案）

茨城県（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、A重油を乙が甲に供給し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| （1）品名 | A重油 |
| （2）規格 | JIS規格1種1号 |
| （3）単価 | 1リットル当たり円（消費税別） |
| （4）契約期間 | 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで |
| （5）納入場所 | 茨城県鉾田市徳宿2997-1
茨城県立鉾田第二高等学校 農場 |
| （6）支払方法 | 口座振替払 |

（契約保証金）

第2条 茨城県財務規則第138条第1項により契約金額100分の10の金額とする。ただし、同条第2項のいずれかに該当する場合は免除とする。

（納入方法）

第3条 乙は、甲の発行する「給油伝票」により現品を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。なお、納入にあたっては甲の指示に従って行うこと。

- この契約により納入するA重油について、甲が必要と認めたときは、乙は甲の指定する試験検査に応じなければならない。この場合において、試験検査に要する費用は、全て乙の負担とする。
- 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。
- 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗またはき損したものの損失は、乙の負担とする。
- 現品の受領の前に生じた物品の亡失・き損等は、すべて乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 乙が納入するA重油を使用したため甲または第三者が損害を受けたときは、甲の責めに帰する場合を除き、乙はその賠償の責を負うものとする。

- 前項の賠償額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、当月中に納入した分を取りまとめた上、甲の確認を得てその代金の支払を甲に請求

するものとし、甲は乙からの支払請求書を受領した日から15日以内に代金を支払うものとする。

2 請求金額は、算出した額に100分の10を乗じて得た額を加え、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額に付き、その時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（業務に基づく権利、義務の譲渡禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で、生ずるものとする。

（事情変更）

第7条 甲は必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、または納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合には、甲乙協議の上契約単価の変更を行うことができるものとする。

（解除）

第8条 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合又は乙がこの契約を完全に履行する見込がないと甲が認めたときは、甲は、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第9条 前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙はその責めを負わなければならない。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わない。

（費用の負担）

第10条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第11条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不当行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約について疑義あるとき、又はこの契約に定めのない事項については甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県銚田市銚田1158
茨城県立銚田第二高等学校長 田辺 宏行

乙